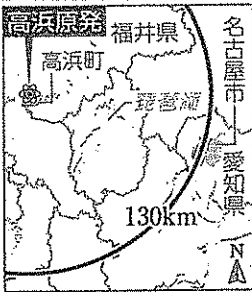


高浜1、2号機差し止め求める

老朽原発で初の提訴

名古屋 14都府県の住民76人

稼働四十年を超えた関西電力高浜原発1、2号機(高浜町)の運転をさらに二十年延長させるのは危険性が高いとして、福井県や東海地方など十四都府県の住民七十六人が十四日、国を相手取り、原子力規制委員会による運転延長認可の差し止めを求める訴訟を名古屋地裁に起こした。老朽原発の安全性を争点にした提訴は全国で初めて。



原子炉等規制法は福島第一原発事故を受けて改正された。

れ、運転期間を原則四十年に制限。ただ規制委が認可すれば、二十年延長できると規定している。

関西電力は運転延長を目指しており、規制委は今年二月、稼働四十年を超す原発で初めて「新規基準」に基づく運転延長の審査に事実上合格した」と判断。運転期間が満了する七月七日までに認可を出すかが焦点になっている。

訴状によると、1、2号機の原子炉圧力容器は核燃料から放出された中性子を長年受け続けてもろくなっており、急激な温度変化で壊れる恐れがあると指摘。地震や津波対策の不備も指摘した上で、新基準や規制委の審査には問題があり、甚大な事故を起こす危険があると主張している。名古屋

高浜原発 1号機は1974(昭和49)年11月、2号機は75年11月に営業運転を開始し、廃炉が決定していない原発では1、2番目に古い。加圧水型軽水炉(PWR)で、出力はいずれも82・6万kw。85年に運転開始の3、4号機は原子力規制委員会に再稼働を認められたが、昨年4月に福井地裁が差し止め仮処分を決定。同12月に同地裁の異議審で仮処分取り消しが決定されて再稼働したが、今年3月に大津地裁が再び差し止め仮処分を決定し、いずれも運転を停止している。

市中心部は高浜原発から約百二十キロ離れている。北村栄弁護士は「事故が起きれば、偏西風の風下に当たる東海地方にも影響が及ぶことは確実だ」と訴えている。規制委は「訴状が届いていないため、コメントは差し控えた」としている。名古屋地裁に原発訴訟が提起されるのは初。福島事故後は原発が立地していない周辺県の裁判所での訴訟が増えている。

「40年廃炉を」原告らが会見

「福島事故で被害の大きさが分かった。老朽化している原発は、より危険だ」「原発は四十年で廃炉させなければならぬ」と、原告と弁護士は提訴後、名古屋市中区の愛知県弁護士会館で記者会見し、写真、高浜原発1、2号機の問題点を指摘した。原告団への参加希望者は増え続けており、追加提訴を予定している。

提訴の方針を固めた二月下旬は、原子力規制委員会が運転延長審査に「合格」の方針を与えた直後。協力を申し出る弁護士が相次ぎ、弁護士は当初の八人から二十人に増えた。大津地裁の高浜3、4号機差し止め仮処分申し立てを弁護団長の井戸謙一弁護士も加わり、二百もの訴状を書き上げた。

会見に同席した脱原発弁護団全国連絡会共同代表の河合弘之弁護士は「福島事故後は、原発が立地していない周辺県での裁判が成果を上げている」と今後に期待した。

原告の農業東山幸弘さん(左)は「高浜町は地元は原発の城下町となっていて声を上げにくい」と発言。市民団体「チェルノブイリ救援・中部」理事河田昌東さん(右)は「東海地方は若狭湾の風下であり危険。事故を起こさないためには止めるしかない」と訴えた。

